

小樽商科大学札幌サテライト規程

(平成10年3月14日制定)

(設置)

第1条 小樽商科大学（以下「本学」という。）に、小樽商科大学札幌サテライト（以下「サテライト」という。）を置く。

(設置場所)

第2条 サテライトは、札幌市中央区北5条西5丁目 sapporo55ビル（以下「sapporo55ビル」という。）内に設置する。

(目的)

第3条 サテライトは、本学の教育研究の進展に資するとともに、本学と地域社会の交流を深め、地域社会への貢献と文化の振興に寄与することを目的とする。

(管理運営責任者)

第4条 サテライトの管理運営責任者は、学長とする。

(運営委員会)

第5条 サテライトの管理運営に関する事項を審議するため、小樽商科大学札幌サテライト運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(使用者の範囲)

第6条 サテライトを使用できる者は、本学の教職員、学生及び卒業生とする。ただし、自習室を除き、学生のみの使用は認めない。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が必要と認めた場合は、前項以外の者について使用を認めることがある。

(使用手続き)

第7条 サテライトの使用を希望する者は、別紙様式による使用願又は本学ホームページにより、使用予定日の3日前までに、管理運営責任者に申し込まなければならない。

(サテライトの解錠・施錠)

第8条 サテライトの解錠及び施錠は、指紋照合装置により行う。

2 サテライトの解錠及び施錠を行う者は、指紋の登録を行うこととする。

(使用時間)

第9条 サテライトの使用時間は、9時から22時までとし、12時から13時までは昼休みのため閉室とする。ただし、サテライトの維持管理上必要があるときは、使用時間を変更することができる。

(休業日)

第10条 サテライトの休業日は、12月28日から1月4日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が必要と認めた場合は、前項以外の日について休業することができる。

(遵守事項)

第11条 サテライトを使用する者は、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 第三者に使用させないこと。
- (3) 使用時間を守り、整理整頓及び施設設備等の保全に努め、火気の取扱いに注意すること。
- (4) その他、sapporo55ビルの館内細則に従うこと。

2 サテライトを使用する者が、故意又は過失により施設、設備等を損傷又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。

(事務)

第12条 サテライトに関する事務は、教務課が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、サテライトの使用に関する必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式

学長	事務局長	課長	課長代理	係長

小樽商科大学札幌サテライト使用願

年　月　日

小樽商科大学長 殿

使用責任者

所 属

氏 名

印

札幌サテライトを下記のとおり使用したいので許可願います。

なお、使用にあたっては札幌サテライト使用の諸規則を遵守します。

記

使 用 日 時	年 月 日 () : ~ :			
使 用 場 所 (希望の場所に○ をつけてください。)	大講義室		会 議 室	
	中講義室		ミーティングコーナー	
	小講義室			
使 用 目 的				
使 用 人 員	名 (教職員 名・学生 名・学外者 名)			
備 考				

※使用日時が複数の場合は、別紙を添付してください。